

熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画（案）に対する意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成 26 年 1 月 23 日（木曜）～平成 26 年 2 月 19 日（水曜）

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 1 名

意見等件数 5 件

3 意見の内容と市の考え方

該当箇所	意見の内容	市の考え方
表紙	熊谷市が主管の「第 2 次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」に熊谷市社会福祉協議会が連名となっていることに違和感がある。あくまで計画の全責任は熊谷市にあると思う。	「熊谷市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく法定計画として熊谷市が策定するものであり、「熊谷市地域福祉活動計画」は、その具体的な行動計画として社会福祉協議会が策定するものです。P1 及び P2 の記述のとおり、両計画はそれぞれ別の計画ですが、より実効性のある計画にすべく一体的に策定しているため連名となっております。
P 28 第 3 章 2 計画の基本目標 地域福祉の推進	「地域福祉」の「地域」の定義があいまいであるので「重層的な圏域」などの表現ではなく、責任分担を明確にすべき。	「地域」を考える場合、そこに住む人のそれぞれの課題により、また、支援を要する人への福祉サービス等の種類によってもその範囲が異なりますので、「重層的な圏域」という表現となっております。
P 31・32 第 4 章 1 市民参加による地域福祉の推進 (1)地域・福祉への意識を高める ①地域への参加意識の高揚 P 81・82・83 第 5 章 1 計画の推進体制 2 協働による計画の推進	社会福祉協議会、自治会、校区連絡会、長寿クラブ、民生委員児童委員、生活支援員、その他子育て関係などの組織について、根拠、委員の選出方法等を含めた分かりやすい「熊谷市社会福祉関係用語集」（解説小冊子）を作成し、転入・成人・出産時等に配布し、福祉への理解と関心を高める必要がある。	現在、小冊子の作成予定はありませんが、御意見として参考にさせていただきます。 今後も、広報紙やホームページ等を活用し、本計画を広く周知し、啓発・普及に努めてまいります。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
<p>P 42 第 4 章 2 地域ネットワークによる支え合いの構築 (2)地域交流の促進</p>	<p>市民や観光客がホッと息がつけ、熊谷名物も購入でき、お互いが交流できる気軽に立ち寄れる「茶店」が市内各地域にあると良い。民間施設の活用を促進を図ってほしい。</p>	<p>現在、「サロン」活動を通じて地域福祉の推進を図っておりますが、P 42 及び P 43 の記述のとおり、今後も、さまざまな人が集まれる地域交流の場の充実に努めてまいります。</p>
<p>P 76 第 4 章 1 安全で安心できる生活環境の実現 (3)健康づくり ②地域包括ケアシステムの整備</p>	<p>「地域包括支援センター」についての説明がなく「熊谷市地域福祉計画」、「熊谷市地域福祉活動計画」との関連が不明である。</p>	<p>「地域包括支援センター」については、P 54 に注釈を加えます。 なお、P 53 の「相談支援体制の充実」の中で、市の取組として、「地域包括支援センターと連携し、高齢者の相談支援体制を強化する。」こととしております。</p>